

パートやアルバイトは？

# 社会保険加入条件 簡単図解 ミニブック

# 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入の対象者

## 以下4つの条件を全て満たす場合

### 所定労働時間が週20時間以上



条件の1つ目は、1週間の所定労働時間が20時間以上であることです。所定労働時間とは、労働契約で定めた労働時間で、残業時間は含まれません。

1ヶ月単位で所定労働時間が決まっている場合、その時間を12分の52で割って週所定労働時間を算出（1ヶ月を約4.3週として計算）します。

### 所定内賃金が月8.8万円以上



条件の2つ目は、1ヶ月の所定内賃金が8万8,000円以上であることです。所定内賃金とは、労働契約で定めた基本給や手当などの合計金額です。

残業代やボーナス、交通費、家族手当などは対象ではありません。

### 2ヶ月を超える雇用見込みがある



条件の3つ目は、2ヶ月を超えて雇用される見込みがあることです。2ヶ月の雇用契約であっても、更新される可能性がある場合、条件を満たすことになります。

以前は「継続して1年以上使用される見込みがある」ことが条件でしたが、2022年10月より期間が大幅に短縮されているため注意しましょう。

### 学生でない



条件の4つ目は、学生でないことです。学生とは、高等学校や大学、短期大学、専修学校に在学する生徒などです。

ただし、休学中の学生や定時制・通信制の学生などは対象になりません。

# 社会保険加入について知っておきたいこと

## 週20時間を超えた場合、いつから社会保険に加入すべき？

労働契約上は1週間の所定労働時間が20時間未満でも、実際の労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり翌月以降も同様の状況が見込まれる場合、翌月から社会保険に加入しなければなりません。

ただし、週20時間を超えたり超えなかったりした場合、原則労働契約で定める所定労働時間で判断します。週所定労働時間が20時間未満なら社会保険の対象外（実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上、翌月も同様の見込みの場合を除く）、20時間以上なら対象です。

## そもそも社会保険とは？

社会保険とは、広い意味で【健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険】の5種類を指しますが、会社で従業員について手続きなどが必要とされる社会保険は、健康保険（40歳以上の被保険者は介護保険も含める）と厚生年金保険になります。

病気やけが、失業、老後など人生の様々な困難に対して国民を守るための公的な保険制度です。

## パートの社会保険加入条件の変更点

2024年10月から、健康保険（40歳以上の方は介護保険を含む）や厚生年金などの社会保険の加入条件が変更されました。変更点は、短時間労働者（パートやアルバイトなど）の社会保険加入義務の生じる事業所（以下、適用事業所）の範囲が拡大したことです。従業員51人以上の事業所が対象となっています。

※従業員数は厚生年金に加入する従業員の人数です。

一般の労働者（※）については、法人や従業員が常時5人以上いる個人の事業所が適用事業所です。

※フルタイムの労働者と、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数がフルタイムの3/4以上の労働者など。



# もっと詳しく！おすすめのガイド

## 健康保険・厚生年金保険 実務ハンドブック



社会保険の手続きは資格取得時・喪失時のみでなく、産休・育休の取得時などさまざまなシーンで発生します。本資料では、健康保険・厚生年金保険の基本ルールをはじめ、手続きの仕方やよくあるミスへの対処方法について解説します。

[ダウンロードする](#) >

## 被用者保険の適用拡大で、 企業が対応すべき5つのこと



一部の短時間労働者も社会保険の加入対象とする「被用者保険の適用拡大」。2024年10月からも対象となる企業が段階的に拡大しました。この資料では法的な変更点だけでなく、企業が対応すべき実務内容と注意点について解説します。

[ダウンロードする](#) >